



~中国民法総則の採択~

(2017年7月14日)

2017 年 3 月 15 日、中国全国人民代表大会において民法総則が採択されました。中国にはこれまで「民法典」が存在せず、現在は民事関連の個別の法律が制定されています。民法総則の制定は 2020 年に予定されている民法典制定に向けた第一歩とされており、中国法史上非常に画期的なことです。この民法総則が日中間の国際物流において発生する貨物損害に関わる運送人の賠償責任や求償実務にどのような影響を与えるのか、特に実務において重要な点である訴訟時効を中心に説明いたします。

# 1. 概要

民法総則は、11章 206ヶ条で構成されており、将来の民法典の各論に共通される総則的規定として、1987年1月1日から施行されている民事関連の法律の一つである民法通則を基に発展させた内容になっています。民法総則は、2017年10月1日に施行される予定であり、今後はこの民法総則を皮切りに民法各編の起草が進められることになります。

### 2. 訴訟時効の延長

民法通則において民事上の権利の保護を求めて裁判所へ訴訟を提起できる期間、即ち、訴訟時効は 2 年とされていましたが、民法総則によると、法律に特段の定めがある場合を除き、訴訟時効は 3 年とされました。訴訟時効延長の理由は、社会生活の変化や商取引の革新によって、権利義務関係が複雑化したことにより、2 年間の訴訟時効では権利者の権利保護期間としては短すぎると考えられるようになった等の事情があるようです。特に多額の債権を抱える金融機関にとっては、訴訟時効期間の延長により債権が回収不能となるリスクが減少するなど、債権管理の実務にも大きな影響を与えるものと考えられます。

#### ①運送人宛て損害賠償請求の時効

これまでの民法通則は訴訟時効を 2 年とする一方、特別法または中国が批准している国際条約に特段の規定がある場合には、それらの規定が優先適用されるとしており、これにより、貨物損害に関する運送人に対する損害賠償請求権の時効は、国際海上物品運送の場合は中国海商法により1年、国際航空運送の場合はモントリオール条約により 2 年、などとされていました。新たな民法総則の下においても、特別法および国際条約の規定が優先するという枠組みに変更はなく、中国海商法や国際条約の対象となる運送については、大きな影響はないものと思われます。但し、中国では、法律の他に最高人民法院が法律の解釈・運用を定める「司法解釈」という制度があり、各種運送契約上の時効の具体的な取扱いについても、追って出される司法解釈により定まる可能性もあるので、今後の動向を見守る必要があります。また、中国海商法や国際条約の対象とならない国内の各種運送契約の下での貨物損害に関する損害賠償請求権の時効については、民法総則の規定に従い3年となるのか、他に特別法が存在し、この規定が優先されるのか、更に注意を払う必要があります。





#### 【民法総則施行後の各種運送契約上の損害賠償請求権の時効期間】

輸送方法	訴訟時効	優先適用される法律または国際条約
国内及び国際海上物品運送	1 年	中国海商法
(B/Lによる運送に限る)		
国際航空物品運送	2年	モントリオール条約
国際鉄道物品運送	9ヶ月	COTIF 条約(国際鉄道輸送条約:
		The Convention concerning International Carriage by Rail

# ②時効の保全

中国では、従来、時効期間を当事者の合意により延長することは認められず、時効を保全するには原則として、訴訟を提起することが必要とされていましたが、これは、民法総則の下でも、引き続き維持されることになりました。従って、国際及び国内海上運送、国際航空運送中の貨物の損害に関する紛争が解決しないまま、損害賠償請求権の時効が切迫した場合には、これまで同様、運送人に対して訴訟を提起しなければ、時効により損害の回収が不可能になってしまいます。

## 3. 民事責任の優先

民法総則におけるもう一つの大きな変更点は民事責任の優先です。民法総則第 187 条の規定では、充分な 賠償資産を持たない加害者が、民事責任の他、行政上の責任・刑事責任を負った場合、その資産は、民事責任 の賠償金の支払いに優先的にあてられるものとされました。

これまで中国においては、民事・行政・刑事法上の債権保全の為に資産の差し押さえまたは凍結が行われた としても、その資産が全ての債権の支払いに足りない場合には、刑事責任または行政上の債権が優先される結果、民事上の債権の回収が困難になるという事態がしばしば発生していました。

今回の変更により、賠償資産に乏しい運送人からの賠償金の回収が、従来より容易になることが期待されます。



本稿は、Clyde&Coから提供された情報に基づいて作成されたものです。

本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等がございましたら、弊社営業担当までお寄せください。編集にあたっては細心の注意を払っておりますが、本 Topics 情報の正確性を保証するものではなく、これにより生じたいかなる損害に対して弊社は一切の責任を負わないものとします。

船舶・貨物・運送の保険の情報サイト「マリンサイト」

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine\_site/index2.html

